

森鷗外「阿部一族」

―その背景―

はじめに

講師 吉村・豊雄

森鷗外の小説『阿部一族』は、藩祖細川忠利死後の殉死に始まる阿部一族の事件を、鷗外独特の筆致で書き上げた歴史小説である。鷗外が歴史小説を書きはじめたのは、明治天皇の死につづく乃木希典「殉死」の直後であり、その第一作が、忠利の父・忠興（三斎宗立）の死に際しての殉死に題材した『興津弥五右衛門の遺書』であり、『阿部一族』は鷗外歴史小説の第二作にあたる。まず話の大筋を説明しておこう。

寛永一八年（一六四一）三月一七日、藩祖忠利は死去した。その際一八人が殉死を許されたが、ただ一人阿部弥一右衛門だけは許されなかった。当時の風習として許可のない殉死は犬死であるが、弥一右衛門は命を惜しんでいると悪口を言う者が出て追腹を切った。ところが、その嫡男権兵衛は、他の遺族とは

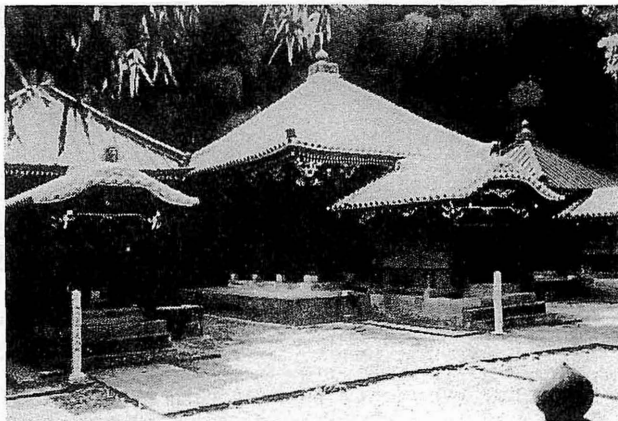
違い、父の知行を弟たちにも分割され、ために忠利の一周忌に突然、髻を切つて位牌に供えたため、縛り首となつた。残つた四人の兄弟は一族郎党・女子供にいたるまで山崎の本家に立て籠もり、藩側の討手と戦つて全員討死した。

以上が小説の大筋であるが、鷗外はこれを阿部家の隣に住む栖本又七郎が當時を偲んで書いた『阿部茶事談』を主な種本として創作しており、史実との間にはかなりの違いがみとめられる。最近では、細川家の藩政史料によつて鷗外の『阿部一族』と史実との相違が克明に明らかにされ、この事から鷗外の作家としてのあり様も明らかにされつつある。

私も、先の放送講座で「『阿部一族』事件の実像」という一文を書き、今回も機会を与えられたので、改めて鷗外の作品を読み返し、大急ぎで小稿をまとめた。今回、問題にしたのは主に次の二点である。

第一に、阿部弥市（一）右衛門の「殉死」の事情、その意味について改めて考えてみたことである。後で述べるように、忠利―光尚の代替わりは、細川氏の藩政形態の転換期をなしており、忠利代の出頭の家臣たる阿部弥市右衛門の「殉死」は、この点との関係なくしては理解できないように思うからである。

第二に、「阿部一族」悲劇の発端となる、阿部権兵衛の「髪を押し切つて、位牌の前に供えた」（『阿部一族』）という行為の意味を改めて考え直してみたことである。つまり、阿部弥市右衛門・権兵衛父子の殉死・落髪という行為を連続的にとらえ、忠利―光尚代替わり時におきた政治的事件として「阿部一族」



右から光尚・忠利・忠利室（保寿院）の廟（北岡廟内）

の悲劇をみたのである。

なお、鷗外が種本とした『阿部茶事談』は本書において翻刻としている。鷗外の小説と併せてご一読下されれば幸いである。

一 阿部弥市右衛門と寺本八左衛門

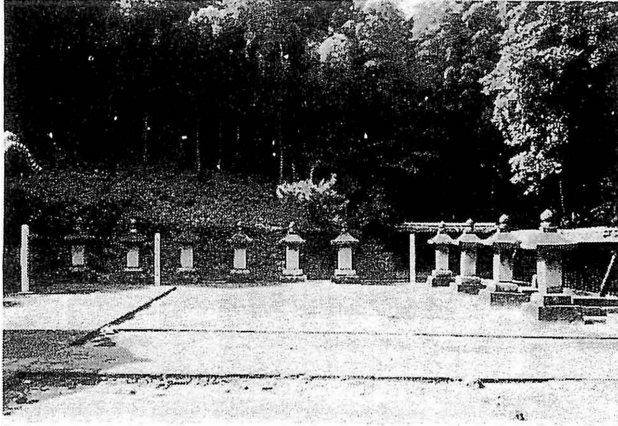
熊本藩主細川忠利の死後一九名の殉死者が出るが、鷗外の『阿部一族』によると、日頃忠利からうとまれていた阿部弥市（一）右衛門だけは、許しのないまま追腹を切ったことから阿部家悲劇の物語は始まることになる。ここでは、殉死者として、ほぼ同格の知行高もつ阿部弥市右衛門と寺本八左衛門を対比し、また、殉死しなかった奥田権左衛門の存在にも着目することで、阿部弥市右衛門なる人物の追腹にいたる事情、その意味などについて考えてみたいと思う。

まず忠利の死に伴ってどういう家臣たちが殉死したのかをみておこう。第1表は殉死者一九名を整理したものであるが、内訳は知行取九名、切米・扶持取一〇名となっており下級家臣が多いことにおどろく。しかもいずれも新参の家臣である。細川家臣は召抱えの時期によって「青竜寺（山城国）以来」、「丹後以来」、「豊前以来」、それに「当国（肥後）」召抱えの四つに区分されるが、殉死者の中には青竜寺・丹後以来のいわば譜代的家臣は一人もおらず、いずれも忠利時代（豊前か肥後入国後）に召抱えられた新参家臣である。譜代筋目の家

表 1. 細川忠利殉死者の出自・禄高

氏名	禄高	年令	出自
太田小十郎正信	150石	18歳	寛永11年兒小姓召出、父・加藤家牢人
内藤長十郎元統	150石	17歳	寛永12年兒小姓召出(御机旭の御用) 父・慶長18年歩使番召出
原田十次郎之直	150石	不明	忠利代、豊前召出(御側召仕)
大塚喜兵衛種次	500石	不明	寛永9年(豊前)召出、300石、入国後500石 父・元和年中忠興代召出(境目番)30石
橋谷市藏重次	4人扶持 先知100石	31歳	忠利代豊前召出(御書味役)、先祖・雲州尼子家分流
野田喜兵衛重綱	10石3人扶持	69歳	肥後天草伊豆守家牢人、忠利部屋住代召出
本庄喜助重次	15石5人扶持	不明	牢人、忠利部屋住代召出
林与左衛門正定	15石10人扶持		肥後南郷下田村百姓、入国後召出
宮永勝左衛門宗祐	10石2人扶持	35歳	御台所役人
伊藤太左衛門方高	10石3人扶持		忠利代豊前召出(奥納戸役)
右田因幡統安	100石	64歳	大友家牢人、豊前召出
寺本八左衛門直次	1000石	53歳	牢人、忠興代(元和6年)召出、500石・鉄砲30挺頭 寛永13年 加増500石、鉄砲50挺頭
宗像加永衛景定	200石	不明	宗像大宮司嫡流宗像氏貞の子孫、忠利代(寛永10年)召出 200石、父清兵衛 忠興代(慶長年中)召出
宗像吉太夫景好	200石		加兵衛景定の弟、忠利代(寛永10年)召出
田中意徳	(5人扶持20石)		忠利、愛宕山にて学文の時に附らる。忠利代豊前召出 200石
津崎五郎長季	6石2人扶持		忠利代召出、御犬牽
阿部弥一右衛門通信	1100石	不明	(不明)
井原十三郎吉政			(嫡男市十郎、不屈の儀ありて国外追放)
小林理右衛門行秀			(弥左平、不屈の儀ありて御暇遣わさる)

永青文庫蔵 『綿考輯録』 『先祖附』による。



忠利の殉死者の墓（北岡廟内）

臣から殉死者が出ず、仕官歴の浅い新参家臣に殉死者が出ていた事実にはまず注目しておきたい。知行取についてみると、知行高の最高は阿部弥市右衛門の一、一〇〇石、ついで寺本八左衛門の一、〇〇〇石、以下五〇〇石一名、二〇〇石二名、二〇〇石以下四名となっており、総じて殉死者の禄高は高くない。新参で禄高も低く、しかも切米・扶持取の下級家臣が多いところに殉死者の構成上の特質が認められる。その中で、阿部弥市右衛門、寺本八左衛門の二人は突出した存在といえよう。

まず寺本八左衛門の事歴をみてみよう。『先祖附』によると、八左衛門の先祖は今川家に属し、父は秀吉の朝鮮出兵に際し加藤嘉明の手勢に加わったという。その後年人だったのであろう。八左衛門は大坂の陣（一六一四・五）に際し豊臣方の後藤又兵衛の手に属し、その後又兵衛の子で細川家に召し抱えられていた後藤又一郎（知行五〇〇石）のもとに居たところを、元和六（一六二〇）年細川忠興（忠利の父）に知行五〇〇石で召し抱えられ、鉄砲三〇挺を預けられている。その後直に代替わりに伴って藩主忠利の家臣に編入されたようであり、肥後入国後の寛永一三年（一六三六）には加増五〇〇石、都合一、〇〇〇石の鉄砲五〇挺頭となっている。

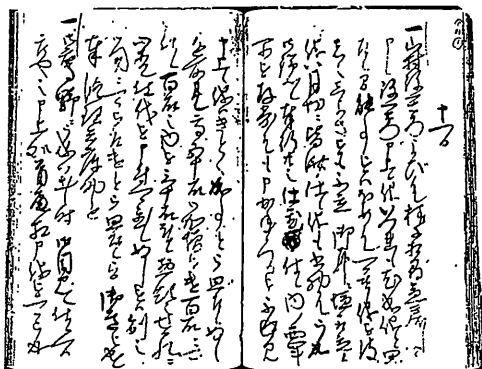
一方の阿部弥市右衛門の方はどうか。細川家の家譜『綿考輯録』は弥市右衛門の出自、経歴について、

弥一右衛門、初ハ明石猪之介と云、御取立被成候而御知行千百石拝領、

子共も有馬にて働有之、夫々被召出候

と記すのみで判然としないが、弥市右衛門が忠利「御取立」の家臣とされている点に注目しておきたい。また鷗外の『阿部一族』も右の『綿考輯録』と同様の書き方をしつつ、弥市右衛門が「忠利の側近くに仕えて、千百石余の身分になった」とし、彼の人物像を次のように書いている。

弥一右衛門はほかの人の言いつけられてする事を、言いつけられずにする。ほかの人の申し上げてする事を申し上げずにする。しかしする事はいつも肯綮にあたっていて、間然すべきところがない。弥一右衛門は意地ばかりで奉公してゆくようになっていく。忠利は初めなんとも思わずに、ただこの男の顔を見ると、反対したくなつたのだが、後にはこの男の意地で勤めるのを知って憎いと思つた。憎いと思ひながら、聡明な忠利はなぜ弥一右衛門がそうなつたかと回想してみても、それは自分がしむけたのだということに気がついた。そして自分の反対する癖を改めようと思つていながら、月がかさなり年がかさなるに従つて、それが次第に改めにくくなつた。人には誰が上に好きな人、いやな人というものがある。そしてなぜ好きだか、いやだかと穿鑿してみると、どうかすると捕捉するほどの拠りどころがない。忠利が弥一右衛門を好かぬのも、そんなわけである。しかし弥一右衛門という男にどこかに人と親しみ難いところを持つてに違ひな



寛永9年9月11日、惣庄屋山村弥一右衛門、50石加増、家臣取立てとなる。（『奉書』、永青文庫所蔵）

い。それは親しい友だちの少ないのでわかる。だれでも立派な侍として尊敬はする。しかしたやすく近づこうと試みるものがない。まれに物ずきに近づこうと試みるものがあったも、しばらくするうちに根気が続かなくなつて遠ざかってしまふ。

このように阿部弥市右衛門は、有能ではあるが何となく人とあいいれぬ武士として描かれている。では実際の阿部弥市右衛門はどういう人物だったのであろうか。藤本千鶴子氏の研究によると、弥市右衛門は細川氏の豊前時代末期、「山村」姓の豊前国宇佐郡の惣庄屋だったようであり、細川氏の肥後国替えの直前に家臣に召抱えられ肥後入国直後に「阿部」姓に替わっている。山村（阿部）弥市右衛門の家臣召抱えについて、次の藩主忠利の命令を記録した『奉書』（細川家文書）の寛永九年九月十一日の記事（上掲の図版）に注目したい。

一、山村弥一右衛門よび候て様子相尋、急戻し可申候、弥一右衛門申上候儀いづれも尤成儀と思召候間、能事をハほめ候て可遣候儀を、彼者之しよさをも不立御耳ニ、塩取立候儀、八月切ニ皆済仕候儀も書物にて被成御覧候、奉行共之仕置仕候内ノ悪キ所を、存寄候ても申かね候つるを、不返見申上候儀ハきとく成事と被思召候、ぬし近所にて高五十石御加増を遣、百石ニ可仕候、百石之内を三十石ほと惣領之せかれニ心あて仕、代を申付可置候、ぬしをハ別之御用ニ可被召遣と被思召候

旨、御意被成候、奉修理・兵庫・助進（山田）

これによると、惣庄屋山村弥一右衛門が、塩年貢か何かの取立てについて献策したところ、忠利はこれをいたく感じいり、弥一右衛門の知行を五〇石加増して一〇〇石とし、このうち三〇石を嫡男に与えて惣庄屋職を譲らせ、弥一右衛門には「別之御用」を申し付けている。忠利は、奉行たちの仕置に何か問題があっても、それを申し出るといふことはないのに、あえて仕置の不備を申し出た山村弥一右衛門を、この人物は使えろと見抜き、家臣に召し抱えようとしているのである。かくして弥一右衛門は弟に惣庄屋を譲り（『奉書』）、家臣に取り立てられて肥後入国に従っている。

弥市右衛門が「阿部」姓に替わったことは史料的に確認できないが、山村弥一右衛門と阿部弥市右衛門はまず同一人物と考えてよいと思う。「山村」とは惣庄屋としての管轄区域を姓としたものであり、「阿部」は弥市右衛門の本姓の可能性が高い（松本寿三郎氏の教示）。知行高は惣庄屋の時に五〇石、入国直前に五〇石加増、入国時（寛永九年一二月）に一〇〇石（藤本氏は三〇〇石とされている）、翌寛永一〇（一六三三）年八月に三〇〇石（阿部姓）、同一三年と一五年にそれぞれ三〇〇石の加増、殉死段階（寛永一八年六月一六日以前）で、一、一〇〇石であり、入国後の約八年間で少なくとも四回の加増をうけ、惣庄屋の身から上級家臣に列するまでになっている。その間農政関係の奉行職としてやり手官僚の一面をみせており、忠利は史料的にわかっているだけでも、寛

永一三年一月一八日と、死ぬ直前の寛永一八年正月二三日に弥市右衛門の屋敷を訪問しているほどである。たとえば、寛永一三年一月一八日には、鷹野より直に弥市右衛門宅に御成をし、加増三〇〇石、銀子五〇枚下賜の手当てをしている。阿部弥市右衛門は忠利代の出頭の家臣といいいい人物である。鷗外は、何となく性格的にそりの合わない忠利と弥市右衛門の人間的違和感が、忠利の殉死不許可となり、悲劇の発端となったと書いているが、事実は全くの逆である。

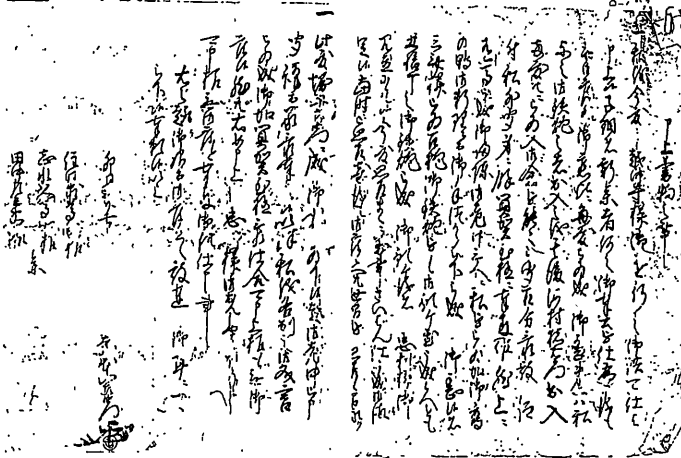
以上、寺本八左衛門と阿部弥市右衛門の出自・経歴を簡単にみてきた。両者は同程度の知行高まで取り立てられるが、その出自・経歴は対照的である。寺本八左衛門の場合、先祖は武士であり、後藤又兵衛とともに、大坂籠城に加わったという戦歴を有し、鉄砲頭として召し抱えられているように、家臣登用・編成の基軸をなしている番方(軍事組織)の人物である。その出自・経歴は大名家臣としてある意味で常識的なものであろう。

しかるに阿部弥市右衛門の出自・経歴にはさまざまな疑問がうかぶ。惣庄屋といういわば農民身分から召し抱えられ、国替えに従っていること、一貫して非軍事の役方(行政組織)のコースを歩み、短期間で加増を重ね、知行一、一〇〇石という上級家臣の列に加わっていること、弥市右衛門宅に忠利の御成があったこと、等々である。そもそも惣庄屋が時の領主の国替えにあたって家臣に召し抱えられ、御供すること自体異例であり、その後一〇年足らずの間に一貫

に一、〇〇〇石をこえる上級家臣にまで昇ることも、彼がいかに行政官僚として有能であるとしても通常では考えにくい。しかし、現実には惣庄屋山村（阿部）弥市右衛門の加増・家臣取立てが、藩主忠利直々の命令で行われているように、一介の有能な惣庄屋は忠利の強力な引立てによって出頭化していったとみられる。そこにまた、忠利死後の阿部家の悲劇の素因があるものと推測する。そこで次に、いわば常識的な経歴を示す寺本八左衛門がどうして殉死したのか、その経緯をみておこう。八左衛門は追腹を切る前々日、寛永一八年四月二七日、新藩主光尚の側近に宛てて忠利に殉じたい旨の書物を差し出している。何分虫喰いがひどく判読できかねる箇所もあるが、ここに全文を紹介しておく（傍線筆者）。

申上書物之事

一、私儀今度 （備川忠利）越中守様御遠行之御供可仕与申上候、子細者新参者何之御奉公を仕^レ候儀も無御座候、御慈比^{（趣）}ニ每度被為成御意、第一ハ私与之御鉄炮之者出入之儀、其後河村猪右衛門尉出入、両度共ニ被為入御念を、能々被聞召分忝被 仰付、私外聞身ニ余冥賀至極ニ奉存候、然上ニ有馬被成御帰陳御老中三人ニ私を被為加、御鷹の鴨御料理ニ而御手つから被下、被成 御意候者、（備川忠利）三斎様被為召抱御鉄炮とも御預ケ置被成候へと、五拾丁之御鉄炮被成御預ケ儀者 忠利様御見立にと候、今度思召まゝ



寺本八左衛門「申上書物之事」(熊大所蔵)の書出しと末尾

二万事さいばん仕被御満足候、当時被思召寄儀も御座候へ共、世間を思召候間永く御奉公仕候へとの、御説ニ而御座候、是又身ニ余外聞忝奉存候、此御おんしやう難忘奉存候、一筋の御供と申上候

一、三月一四日之朝御煩を被成、御大事ニ候与承、御そばへ致伺公御目見え仕^座、気色悪敷を見及、乍恐御供を仕申段直ニ申上罷立申候、然処ニ御老中右道家七郎右衛門尉・服部左次兵衛両^座ニ而被仰渡候者、^座ても御供を仕外聞可然様ニ日限をも指図可被仕候、又第一ニハ今度御供を申出シ候衆私をめあてニ可仕候間、はやまり候て惣様むう仕候ハハ私老人之ちがい落度ニ^座可申由兩度被申渡候ニ付而、とかく御外聞可然存、御指図を待可申と御請申候処ニ、又其後^座渡様三嶋右之御書の写之由ニて山田七郎兵衛・生田又助以兩使弥々御指図を守申候へと被仰渡、御書之趣謹而奉得其意申候、日数延申段いつ迄も不苦候、御外聞之能様ニと被仰聞直慥ニ承わり申候、猶以御指図を相待可申旨御請申候事

一、此度堀平左衛門尉ニ成御書、為下候趣御老中被申聞、謹而承忝奉^座候、以殊私儀各別之御文書被為成御加、冥賀至極忝仕合可申上様も無御座候、然共右如申上、忠利様御おんしやうほうじ可申様無御座と存、御供仕申候事

各之趣御次而御座候ハハ被達、御耳ニ可被下候、奉頼候、以上

卯月廿七日

寺本八左衛門尉(花押)印

住江求馬助様

志水久馬助様

田中左兵衛様

参

まず冒頭で、「新参者」として忠利の高恩に報いるには「御遠行之御供」をする以外にないとし、忠利から受けた恩義として、とくに配下の鉄砲衆の出入あるいは自らの河村猪左衛門との出入の処置に格別の配慮を賜ったこと、鳥原帰陣後老中三人と共に鴨料理を手づからふるまってもらったこと、忠利見立ての五〇挺鉄砲組を預けられたことなどをあげ、こうした「御おんしゃう」に報いるには泉下に御供する以外にないとの決意で結んでいる。そして末尾で光尚側近の三人に光尚への取次ぎを依頼している。そこには、これまで長々と江戸の光尚の命を待ち、その光尚の追腹無用との意向もわかった今、もはやいかなる制止命令があろうとも忠利に殉じるとの八左衛門の蔽とした意志を感じるこ
とができる。

さて、この寺本八左衛門の書物は阿部弥市右衛門の殉死というものを考える上でも注目される。第一に、八左衛門の殉死動機である。八左衛門のそれは、前述したごとく手ずから料理をふるまわれたなど具体的であり、とくに八左衛門自身の出入については、事実上忠利によって一命を助けられている。『綿考



阿部弥市右衛門の墓（北岡廟内）

『輯録』所載の殉死者の記録を見ると、阿部弥市右衛門と後に断絶となった家臣を除いて、忠利から受けた恩義がどういふものであったかが具体的に書いてある。たとえば、牢籠の身を忠利にひろわれた、懇ろのことはかけられた、手ずから料理などをふるまわれた等々である。こうした忠利の恩義を受けた家臣は相当数にのぼるとみてよいが、これを「外聞身ニ余冥賀至極」と感じ、追腹を決意するにいたったのは、「新参者」としての屈折した意識も関係している。殉死者が新参者に限られ、譜代的家臣に一人の殉死者も出ていない事実に変更して注目したい。

むろん新参者の中にも殉死を拒否するものがいたはずである。山鹿素行の『山鹿語類』に記された奥田（加賀山）権左衛門などはその典型であろう。奥田権左衛門について次のような記述がある（藤本千鶴子氏論文より引用）。

此人へ、殉死を致さずと云ふて、其の家中、あしく云けるも多かりしものなり。此者、主人の忌日に、惣家中、寺へ参詣仕りたるを、用所候由にて留め置きて、惣衆相集まれる時、罷り出て申しけるは、「私こと殉死仕る子細を御存じにて之れあるべし。吾等ことは、殉死仕り御奉行（参）に罷り成る可し見付け之れ無く候。主人御取りたてのものは、必殉死いたすはずと計の儀は、我等合点には及ばず候ゆえ、殉死仕らず候。唯今も、其道理を承り届けば、御奉行（参）の事に候間。則、殉死仕る可し。」と云いけるに、座中一言の返答にも及ばず、（中略）「此上は、已来うしるにて殉死の批判あら

れん方は、侍の本意にあらざる間、その心を得られ玉はれ。」と云いて、出にけりと也。

権左衛門は加賀山源左衛門(忠興代召出、知行五〇〇石)の四男で、兄たちと共に忠利代に加増を重ね大身に列している。すなわち、忠利代替わり時の元和七年に新知一〇〇を宛て行われ、寛永五年二〇〇石、肥後入国後二〇〇石、寛永十一年五〇〇石、有馬陣後の同一六年一、〇〇〇石、同一七年一、〇〇〇石の都合五度、二、九〇〇石もの加増をうけ、知行三、〇〇〇石、鉄砲五〇挺頭となっている。

さて、本書を読むと、忠利死後殉死者が出る中で、新参家臣||忠利「御取り立てのもの」が冷たい世評にさらされていたことを知り得る。奥田権左衛門は、何故に殉死しないのかとの悪評にたまりかねて、忠利の命日に惣衆集まるところで、「主人御取りたてのものは、必殉死いたすはずと計の儀は、我等合点には及ばず候ゆえ、殉死仕えず候。唯今にも、其道理を承り届けば、御奉行の事に候間、則、殉死仕る可し。」と自分のうつ懐をたたきつけている。新参家臣の中には、寺本八左衛門のように自分なりの殉死動機によって追腹を切るものもいたし、また明確な奉公観念によって殉死せず次の藩主に仕えた奥田権左衛門のようなものもいた。では阿部弥市右衛門の場合はどうだろうか。私にはどうも弥市右衛門は当初追腹を切る気持など余りなかったような気がする。それは寺本八左衛門の書物の次の点に注目するからである。

八左衛門の書物の注目すべき第二の点として、国元の老臣たちが、寺本追腹の家中への影響性を強く警戒したことを指摘しておきたい。書物差出しにいたる経緯を簡単にみておこう。書物によると、寛永一八年三月一四日朝、忠利が脳卒中で人事不省におちいり、重体を知った八左衛門は忠利の枕頭に伺候し、回復おぼつかないとみて御供を願い出ている。八左衛門の伺候がいつのことか判然としないが、八左衛門伺候の前後に、出頭の家臣である阿部弥市右衛門も忠利の枕頭にかけて見舞っているとみるのが妥当である。

さて、八左衛門が人事不省の忠利に御供を申し出ると、家老(老中)は、使者を送り、後日追腹の日限等も指示し、寺本の外聞が立つようにする、今切腹すると現在御供を願い出ているものたちが寺本を目当てにするので、今は思いをとどまれと説得している。「今度御供と申出シ候衆、私をめあてに可仕候」というくだりに注目したい。忠利は発病後四日目に死去するが、発病中あるいは死去直後に「御供を申出シ候衆」がかなり出ていたことが知られる。その中で寺本八左衛門は殉死志願者の「めあて」になるような存在だったのであり、八左衛門の書物差出しの時点で、忠利代の出頭の家臣たる阿部弥市右衛門が御供を願い出ている可能性は少ないのではあるまいか。八左衛門の書物の日付は四月二七日である。前日の四月二六日、光尚の名代堀平左衛門が帰国して、「今度御供を申出シ候衆」に追腹禁止を申し渡したため、即日八名、翌二七日に一名が殉死し、二九日には八左衛門も殉死している。先の『山鹿語類』のいう

「主人御取りたてのものは、必殉死いたすはず」との世評も生じ、これを押しとどめんとする藩上層部との間で重苦しい状態となったものと思える。その中で奥田権左衛門のように「殉死仕らず候」と腹を固めるものもいたであろうし、世評にさらされながらも生に執着したのもいたであろう。私には、阿部弥市右衛門という人物は、世評の中で次第に身動きがとれなくなり、ついには追腹を決意せざるを得なくなったのではないかという気がする。鷗外は次のように書いている。

二三日たつと、弥一右衛門が耳にけしからんうわさが聞こえた。それが言い出した事か知らぬが、「阿部はお許しのないを幸いに生きていると見える。お許しはのうても追腹は切られぬはずはない。阿部の腹の皮は人とは違うと思える。ひょうたんに油でも塗ってきればよいに」というのである。弥一右衛門は聞いて思いのほかの事に思った。悪口が言いたくばなんとも言うがよい。しかしこの弥一右衛門を縦から見ても横から見ても命の惜しい男とは、どうしても見えようぞ。げに言え言われたものかな、よいわ。そんならこの腹の皮をひょうたんに油を塗って切って見しよう。

阿部弥市右衛門が、寺本八左衛門のごとく忠利の枕頭で御供を願ったかどうかは不明であるが、先述したごとくその可能性はうすいとみる。むしろ四月二

九日、殉死志願者の「めあて」とされた寺本八左衛門が殉死したあたりから、出頭の家臣、阿部弥市右衛門の心中にもおだやかならぬものがふくらみ、ついには追腹を決意したように思える。弥市右衛門についての「けしからんうわさ」は実際家中にながれたのではあるまいか。忠利の強力な引立てによる阿部弥市右衛門の異例な抜擢、出頭、これが忠利死後の弥市右衛門を含めた「阿部一族」の悲劇の素因であるとみてよかろう。

二 阿部権兵衛「落髮」事件の意味

「阿部一族」事件の直接のきっかけをなすのは、忠利三回忌法要における阿部権兵衛(弥市右衛門の嫡男)の振舞である。鷗外の小説によると事情はこうである。権兵衛は、父弥市右衛門が家中の嘲笑の中で忠利の許しを得られないまま切腹したため、跡目相続の上で差別をうけ、怏々として日をおくるうちに先代の一周忌(本当は三回忌)に「珍事」をひきおこした。鷗外はその場面を次のように書いている。

いよいよ当日になった。うららかな日よりで、霊屋のそばは桜の盛りである。向陽院の周囲には幕を引き回して歩卒が警護している。当主が自ら臨場して、まず先代の位牌に焼香し、次いで殉死者十九人の位牌に焼香す

る。それから殉死者遺族が許されて焼香する。同時に御紋付上下、同時服を拝領する。馬廻以上は長上下、従士は半上下である。下々の者は御香奠を拝領する。

儀式は滞りなく済んだが、その間にただ一つの珍事が出来た。それは阿部権兵衛が殉死者遺族の一人として、席順によって妙解院殿（稱謂をさ）の位牌の前に進んだ時、焼香して退きしなに、脇差の小柄を抜き取って髻を押し切つて、位牌の前に供えたことである。この場に詰めていた侍どもも、不意の出来事に驚きあきれて、茫然として見ていたが、権兵衛が何事もないように、自若として五六歩退いた時、一人の侍がようやく我に返って「阿部殿、お待ちなされい」と呼びかけながら、追いつがって押しとどめた。続いて二三人立ちかかって、権兵衛を別間に連れてはいった。

権兵衛が詰衆に尋ねられて答えたところはこうである。貴殿らは某を乱心者のように思われるであろうが、全くさようなわけではない。父弥一右衛門は一生瑕瑾のない御奉公をいたしたればこそ、故殿様のお許しを得ずに切腹しても、殉死者の列に加えられ、遺族たる某さえ他人に先だつて御位牌に御焼香いたすことができたのである。しかし某は不省にして父同様の御奉公が成りたいのを、上には御承知と見えて、知行を割いて弟どもにおつかわしなされた。某は故殿様にも御当主にもなき父にも一族の者どもにも傍輩にも面目がない。かように存じているうち、今日御位牌に御焼

香いたす場合になり、咄嗟の間、感慨胸に迫り、いっその事武士を捨てよう
と決心いたしました。お場所がらを顧みざるおとがめは甘んじて受ける。乱
心などはいたさぬと言うのである。

このあと権兵衛は、「先代の御位牌に対して不敬な事をあえてした、上を恐れぬ所行」であるとして縛り首に処せられる。ここで、私が疑問に思うのは、
そもそも阿部権兵衛はなに故に髻を押し切って、位牌の前に供えたのか、権兵衛の落髮行為をどう解釈したらいいのか、という点である。

これまでの「阿部一族」研究は、ほぼ一様に阿部権兵衛の落髮行為を、父弥市右衛門への世評、差別された跡式相続に対する不満の表明、抗議というように解釈している。しかし、私には権兵衛の落髮が藩当局・新藩主光尚に対する直接的な非難・抗議の行為であるとは思えない。もう少し武士たるものが、「髪を押し切って、位牌の前に供えた」という行為を自然に解釈したいと思う。

そこで改めて権兵衛落髮の動機ともなっている阿部家の相続差別そのものを立ち入って考えてみよう。第2表は、阿部家の知行構成の推移を示したものである。①は弥市右衛門殉死段階の阿部家の知行構成、②は弥市右衛門死後の跡式相続、③④はその変更措置を示したものであるが、結論的に言って、④は史料的に問題がある。

まず①の弥市右衛門殉死段階の阿部家の知行をみると、弥市右衛門は加増を重ねて一、一〇〇石となり、また嫡男権兵衛三〇〇石、二、三、四男も各二〇

表2・阿部家の知行構成の推移(寛永一八年)

	① 弥市右衛門殉死段階 (六月一六日以前)	② 六月一七日	③ 七月九日	④ 八月頃(?)
弥市右衛門	千百石			
嫡子・権兵衛	三百石	権兵衛	九百石	権兵衛
二男・市太夫	二百石	市太夫	二百石	市太夫
三男・弥五兵衛	二百石	弥五兵衛	二百石	弥五兵衛
四男・五太夫	二百石	五太夫	二百石	五太夫
五男・左平太	拾人扶持	左平太	二百石	左平太
		左平太	二百石	拾人扶持
		左平太	二百石	拾人扶持
知行高合計	二〇〇〇石	一七〇〇石	一七〇〇石	九〇〇石

○石の知行取となっており、阿部家全体の知行高は実に二、〇〇〇石に及んでいる。新藩主光尚は寛永一八年六月一四日に入国し、即日没滞している藩政に着手、一七日には奉行に「追腹仕衆妻子并兄弟付」の提出を命じ、一九日にはこの書付に自らの印判(印文、fococana rocu 細川六、光尚の幼名)を捺して遺族の相続を許可している。第3表は、この跡式相続の内容を整理したものであり、阿部家では表2の②にあたる。

表3. 細川忠利殉死者の跡式相統一覧(寛永18年)

殉死者氏名	殉死日	知行高 扶持・切米高	跡式相統の内容
太田小十郎正信	3・17	150石	<6.17> 弟安太夫に知行150石・家屋敷
内藤長十郎元統	4・17	150石	<6.17> 親左太夫に知行150石・家屋敷
原田十郎之直	4・26	150石	<7.23> 弟左兵次に知行150石・家屋敷 <6.17> 弟十兵衛(五人扶持)に知行150石・家屋敷
大塚喜兵衛種次	〃	500石	<6.17> 嫡子半四郎(5歳)に知行500石・家屋敷
橋谷市蔵重次	4人扶持 先知100石		<6.17> 弟久蔵(小姓、10石3人扶持)に先知100石
野田喜兵衛重綱	〃	10石3人扶持	<6.17> 妻に3人扶持
本庄喜助重次	〃	15石5人扶持	<6.17> 嫡子熊助に15石5人扶持・家屋敷
林与左衛門正定	〃	15石10人扶持	<6.17> 妻・娘に10人扶持
宮永勝左衛門宗裕	〃	10石2人扶持	<6.17> 嫡子(1歳)に10石2人扶持・家屋敷
伊藤太左衛門方高	〃	10石3人扶持	
右田因幡禄統安	4・27	100石	<6.17> 嫡子佐左衛門に親同様銀見役許可
寺本八左衛門直次	4・29	1000石	<6.17> 嫡子久太郎(知行300石)に知行1000石・家屋敷 久太郎知行300石は収公
宗像加兵衛景定	5・2	200石	<6.17> 嫡子太郎八に200石・家屋敷
宗像吉太夫景好	〃	200石	<6.17> 妻・娘に8人扶持 <7.23> 宗像加兵衛次男万介に知行200石・家屋敷
阿部弥市右衛門通信	6・16 以前	1100石	<6.17> 嫡子権兵衛に知行900石・家屋敷、5男左平太に200石 <7.19> 嫡子権兵衛に知行1100石・家屋敷
津崎五助長季	〃	6石2人扶持	<6.17> 妻に5人扶持・家屋敷
井原十三郎吉正	〃	(10石3人扶持)	<6.17> 嫡子半十郎に切米・扶持方
小林理右衛門行秀	〃	10石2人扶持	<6.17> 母に10石7人扶持・家屋敷
田中意徳	6・19	(5人扶持20石)	<6.23> 妻に5人扶持・家屋敷

永青文庫蔵 『忠利公・光尚公御印物又追加五十六番』、『日帳』、『奉書』による。

追腹仕衆妻子女兄弟付

中村

光尚の跡式宛行書付

子名 寺中右衛門

右の跡式宛行書付、右の母房

子名 寺中右衛門

右の跡式宛行書付、右の母房

子名 寺中右衛門

右の跡式宛行書付、右の母房

光尚の跡式宛行書付

子名 大塚長重

右の跡式宛行書付、右の母房

子名 寺中右衛門

右の跡式宛行書付、右の母房

子名 寺中右衛門

右の跡式宛行書付、右の母房

子名 寺中右衛門

右の跡式宛行書付、右の母房

子名 寺中右衛門

右の跡式宛行書付、右の母房

「追腹仕衆妻子女兄弟付」(永青文庫所蔵)

殉死者の相続形態をみると、殉死者は知行取九人、切米・扶持取一〇人と分かれ、相続者も嫡男・弟・親・妻・娘とまぢまちであり、相続内容も個別的にバラつきもあるが、全体的には「死人跡目」規定(忠利代・寛永一五年一二月制定、光尚代・寛永一八年九月二日再制定)において優遇される「討死同然」か、それ以上のあつかいである。注目されるのは、七月一九日に阿部弥市右衛門の跡式が、七月二三日には内藤長十郎・宗像吉太夫のそれが変更されていることである。阿部家では表②の③にあたる。

阿部家の場合、②の寛永一八年六月一七日の跡式措置では、弥市右衛門の知行一、一〇〇石は嫡男権兵衛に九〇〇石(それに家屋敷、権兵衛の先知三〇〇石は召上げ)、残る二〇〇石が五男左平太に宛て行われ、左平太も四人の兄たちと同様に知行取に格上げされている。親の跡式相続に際し子供の先知が収公されるのは一般的なことであり、弥市右衛門の知行をそのまま嫡男権兵衛に相続させず、扶持取の五男左平太に二〇〇石を分割相続させたのも、兄弟五人全員が知行取となれるよう配慮したためと思える。しかしこの分割相続は阿部家側から異議申し立てがなされたのか、藩当局で問題になったのかはわからないが、③の七月九日には改めて光尚の跡式宛行書付が出され(一三八頁の図版)、弥市右衛門の「知行千百石、家屋敷」は嫡男権兵衛の一括相続と変更されている。「追腹仕衆妻子女兄弟付」の原本をみると、阿部家の跡式相続についての光尚の指示文言の箇所には、最初と最後に光尚のローマ字印が捺されているが、こ

第一の部
 子右衛門
 権兵衛
 二階
 三階
 四階
 五階
 六階
 七階
 八階
 九階
 十階
 十一階
 十二階
 十三階
 十四階
 十五階
 十六階
 十七階
 十八階
 十九階
 二十階
 二十一階
 二十二階
 二十三階
 二十四階
 二十五階
 二十六階
 二十七階
 二十八階
 二十九階
 三十階
 三十一階
 三十二階
 三十三階
 三十四階
 三十五階
 三十六階
 三十七階
 三十八階
 三十九階
 四十階
 四十一階
 四十二階
 四十三階
 四十四階
 四十五階
 四十六階
 四十七階
 四十八階
 四十九階
 五十階
 五十一階
 五十二階
 五十三階
 五十四階
 五十五階
 五十六階
 五十七階
 五十八階
 五十九階
 六十階
 六十一階
 六十二階
 六十三階
 六十四階
 六十五階
 六十六階
 六十七階
 六十八階
 六十九階
 七十階
 七十一階
 七十二階
 七十三階
 七十四階
 七十五階
 七十六階
 七十七階
 七十八階
 七十九階
 八十階
 八十一階
 八十二階
 八十三階
 八十四階
 八十五階
 八十六階
 八十七階
 八十八階
 八十九階
 九十階
 九十一階
 九十二階
 九十三階
 九十四階
 九十五階
 九十六階
 九十七階
 九十八階
 九十九階
 百階

(右の続き) 光尚の印判が消され、阿部家の跡式を変更している。

れは黒く墨で塗りつぶされ、「七月九日ニ御印格別ニ出申故、右之被仰出候所
 之御印御けし被下候」との書きこみがある（上掲の図版参照）。つまり光尚は、
 阿部家の跡式を変更するため、自ら印判を消し、新たに印判を捺した文書を出
 しているのである。これで阿部家の跡式相続は通常の嫡男一括相続の形に戻っ
 たわけであるが、自ら印判を消し、文書を再発行するなど、新藩主として大変
 な譲歩を重ねているといわねばならない。

④は、この変更された阿部家の跡式相続がさらに変更され、弥市右衛門の知
 行一、一〇〇石が権兵衛に三〇〇石、市大夫・弥五兵衛・五太夫に二〇〇石に
 分割されたというのである。まさに『阿部一族』のいう、「知行を割いて弟ど
 もにおつかわしなされた。」状態となっている。この再度の跡式変更の内容を
 よくみると、これは表2に示した弥市右衛門殉死段階の阿部の知行構成から弥
 市右衛門の知行分をスッポリさし引いた形であり、事実上阿部弥市右衛門の跡
 式相続は取消され、藩側に没収されたことを意味する。阿部家知行は兄弟分合
 わせて九〇〇石、父弥市右衛門の殉死段階の二、〇〇〇石から大幅に切り下げ
 られたことになる。これが本当ならば、入国当初の光尚の譲歩的姿勢とは対照
 的なきわめて苛酷な切下げ措置であり、権兵衛の狼藉行為の主たる動機ともな
 り得るかも知れない。

しかし私は、④の再度の跡式変更については疑問をもっている。なぜならば、
 藩主印判の権威とその絶対的効力からみて、もしこれだけの跡式変更をすると

阿部権兵衛は父弥市右衛門の知行・家屋敷を相続する。藩主光尚の印判は抹消されてはならず、知行の切下げ・分割の跡は認められない。(『忠利公・光尚公御印物』永青文庫蔵)

阿部権兵衛
 七月九日
 父大

阿部権兵衛は父弥市右衛門の知行・家屋敷を相続する。藩主光尚の印判は抹消されてはならず、知行の切下げ・分割の跡は認められない。(『忠利公・光尚公御印物』永青文庫蔵)

なれば、②から③に変更したごとく、③の無効を明示した光尚の印判の抹消、新たな跡式宛行の書付の発行がなされていなくてはならない。藩主の印判をもって裁可された『御印物』と称する文書群をみても、③の文書の光尚印判はそのままであり(上掲図版参照)、④を内容とする文書が出された形跡はない。また④を記した『藩譜採要』は、細川家の家譜『綿考輯録』をもとにした後世の編纂物であり、『綿考輯録』にその記載がないことからみても④の信憑性は低い。つまり阿部権兵衛は、落髮事件をひきおこすまで③の跡式変更で相続した父の知行一、一〇〇石を所持していたとみる。

では、阿部権兵衛に対する光尚の強権的な跡式変更がなかったとするならば、忠利三回忌法要における権兵衛の行為をどう解すべきであろうか。まず藩側史料によって権兵衛の振舞をうかがってみよう。

(1)

- 一、於妙解寺御法事有之事
- 一、阿部権兵衛、妙解寺二而無子細落髮仕候而、焼香仕ニ付而、則与頭敷市正ニ被成御預候事
- 一、阿部権兵衛はさきまはこぞツ、藪市正より持せ被上候をうけ取置候事

(2)

一、阿部権兵衛、今月一七日、妙解寺にて焼香仕候とて、御前にてもとゆひをはらひ慮外之働を仕ニ付、則召捕、与頭藪市正ニ被成御預ケ置候(後略)

(3)

(イ) 日帳

一、阿部権兵衛、妙解寺御法事之時、方丈にてカミを切、目安を上候付而、藪市正ニ御預置、弟共御誅伐之上しハリ首被仰付候

(ロ) 御刑方よりの返事

一、阿部権兵衛、今月一七日、妙解寺にて焼香仕候とて慮外之働を仕候付、追て井手口において縛り首被仰付候

右、文政十二年十月十八日及問合候处、同十九日右之返申来候事

以上の(1)～(3)が管見に及び得た阿部権兵衛事件についての藩側史料である。

(1)(2)は奉行所『日帳』の寛永二〇年二月一七日と二月二日の項であり、(3)は、細川家の家譜『御家譜』の原本に編纂上の参考資料として朱書で書きこまれたものである。家譜の編纂担当者も関係資料の収集には苦慮したらしく、刑法方にも問い合わせているが、(イ)を所載する『日帳』は現存しておらず、(ロ)の刑法

方の返答も何ともあいまいなものである。また(1)(2)の『日帳』も、権兵衛が「子細」なく落髪したところと奉行側の記録作成上の作意を感じないではないが、むしろ「子細」なく、「慮外」と書かざるを得ないほど権兵衛の行為は予期しがたいものであったとみるべきなのかも知れない。このように『日帳』など当時の記録資料も荒目な書き方しかしておらず、権兵衛事件の実相はわかりかねるが、諸史料からみて、阿部権兵衛が法要の場で「落髪」して焼香したことだけはまず間違いないことであろう。その際に、(3)―(イ)の「カミを切、目安を上候」という文言の「目安」をどうみるかによって権兵衛落髪の意味も大分変わってくるだろうが、それは後まわしにして、今は「落髪」の意味を考えてみよう。

「落髪」とは、通常剃髪すること、つまり髪の毛をそり落とし仏門に入ることと意味している。むろんこの場合は、鷗外のいうごとく「髻を押し切」るということであろうが、いずれにしても出家するという意味に通じる行為である。まさに権兵衛は形の上では「桑門同然の身の上」（『阿部一族』）となったのである。この権兵衛「落髪」の意味を考える上で注目したいのは、忠利の死後、菩提を弔うために、家中が落髪している事実である。奉行所『日帳』によると、寛永一八年四月一三日に家中に対して次のごとき落髪令が出されている。

一、御知行取之分、落髪、御切米取、もとゆいを払

一、御知行被下候衆之子共、惣領之分ハもとゆいきり可申候、末子ニ而も御扶持方被下候衆者もとゆいきり可申候（後略、以下二条略）

このように、知行取は落髪、つまり頭を丸めよ、切米取は髻を払えと指示し、以下、知行取の子供たち、忠利側廻りの切米・扶持取たちの元結払いも細かに申し渡している。四月一三日といえば、この直前に、殉死志願者に対して、江戸の光尚より堀平左衛門を自分の名代として下国させるので待機せよとの命が届いており、国元の家老たちは、落髪・元結払いを命じることで亡き忠利に対する家中の弔意の形を拾収しようとしたものと思える。このあと四月二六日に名代堀平左衛門が国元に着き、一同に追腹禁止を申し渡したため、同日に八人もの殉死者を出し、また寺本八左衛門の御供書物もでることになるが、大部分の家臣は落髪・本結払いによって忠利の菩提を弔っているのである。だから阿部権兵衛の「落髪」という行為そのものは決して狼籍的なものではない。ちなみに、細川家の殉死は忠興（忠利の父）、光尚の死去の時まで続き、綱利の代からは追腹にかわって落髪が行われる。参考までに歴代の落髪家臣の人数をあげておくと、綱利一名、宣紀一名、宗孝六名、重賢四名、治年五名、となつてゐる（『御寺詰勤録』）。

さて、四月一三日の家中落髪令が出ても知行取の中には職務上頭をまるめなかつた者もあり、権兵衛がこの時に落髪したかどうかは不明であるが、もし落

髪しなかったとすれば、三回忌法要の場で落髪を果たしたという解釈も成りたとう。しかし、三回忌法要での権兵衛の「落髪」は、家中落髪令に従って一般の知行取が落髪(剃髪)したのとは大分意味が違う。

以下はあくまで私の想像である。権兵衛の「落髪」は、先君忠利に対する限りない哀惜・追慕の念の表れであることはいうまでもなからう。このことは、裏を返せば光尚との君臣関係からの「出家」に通じるのではないか。権兵衛は落髪することでこれ以上武家奉公を続ける気持ちのないことを表したのでないか。鷗外は捕縛された権兵衛の弁明の言葉として、「今日御位牌に御焼香いたす場合になり、咄嗟の間、感慨胸に迫り、いっその事武士を捨てようと決心いたしました。」と書いている。「いっその事武士を捨てようと決心いたしました」との権兵衛の心情は案外正鵠を得ているのではあるまいか。

というのは権兵衛には身辺を整理したかのごとき形跡を感じるからである。すなわち、奉行所『日帳』寛永一八年八月一六日の項によると、権兵衛は、父弥市右衛門の跡式相続が認められたほぼ一ヶ月後に代官頭の職をとかれ、また使用人召放ちの願い出が却下されている。この権兵衛の代官頭職解任を、史料的に問題のある二度目の跡式変更(知行の大幅切下げ)とからめて、何か光尚サイドによる更迭人事をみる向きもあるが、それは、間違いである。権兵衛は父の跡式を相続して一、一〇〇石の上級家臣となっており、代官頭職解任は当然といえば当然である。権兵衛の後任に一五〇石取の知行取が任じられているよ

うに、一、一〇〇石取となった権兵衛が担当すべきポストではない。父弥市右衛門とともに役方の要職をのぼってきた権兵衛にとって、父の知行高に達した今、忠利代であれば父と同様の処遇もされたであろう。父子で奉行機構のトップにつくこともあるいは可能だったか知れない。しかし、光尚代となり藩主の側廻りの勢力によって藩政中枢部は固められつつある。代官職解任後、権兵衛が奉行機構のしかるべきポストについた形跡もない。こうした不遇感・疎外感が身辺の整理―使用人の召放ちとなったのかも知れない。

いずれにしても権兵衛が忠利の三回忌法要で落髪したのは、先君、あるいは先君の代を追慕しつつ、自分の前途に見切りをつけたものと思える。それゆえ、先に見た「目安」なるものが、本当に忠利の霊前に供えられたとするならば、それは新藩主光尚への不平・不満を書きならべた訴状というよりも、「落髪」、つまり武士を捨てるにいたった心情を書きつづけたものとみたい。落髪という、ある種の悟りと諦観を感じる行為は、訴状を出すという激しい内面感情の表出とは、何か合わないものを感じるからである。しかし、事態は、権兵衛の想いをこえて「阿部一族」の悲劇へと展開する。

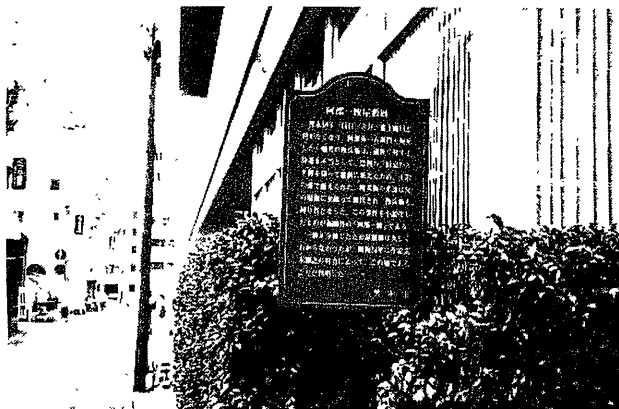
三 「阿部一族」事件

思いつくままに書き進めているうちに予定の枚数をオーバーしてしまった。

最後に「阿部一族」事件について簡単にふれておこう。鷗外の『阿部一族』によると、権兵衛が捕縛されると、残る兄弟たちは謹慎し、法要のため熊本に来ていた大徳寺の天祐和尚に助命嘆願する。しかしその望みも消えて、権兵衛は処刑され、一族立籠りとなる。鷗外は一族立籠りの状況を次のように書いている。

天祐和尚が熊本を立つや否や、光尚はすぐに阿部権兵衛を井手の口に引き出して縛り首にさせた。先代の御位牌に対して不敬な事をあえてした、上を恐れぬ所行として処置せられたのである。

弥五兵衛以下一同のものは寄り集まって評議した。権兵衛の所行は不埒には違いない。しかし亡父弥一右衛門はとにかく殉死者のうちに数えられている。その相続人たる権兵衛で見れば、死を賜うことはぜひがない。武士らしく切腹仰せ付けられれば異存はない。それに何事ぞ、奸盗かなんぞのように、白昼に縛り首にせられた。この様子で推すれば、一族のものも安隠にはさし置かれまい。たとい別に御沙汰がないにしても、縛り首にせられたものの一族が、なんの面目あって、傍輩に立ち交わって御奉公しよう。この上はぜひに及ばない。何事があるうとも、兄弟分かれ分かれになるなど、弥一右衛門殿の言い置かれたのはこの時の事である。一族討手を引き受けて、共に死ぬるほかはないと、一人の異議をとねえるものもなく



城下山崎の阿部屋敷跡

籠」ったのかということである。しかも途中から妻子・家来も加わっている。

一族の妻子に関する藩側の記録は一切ないが、藩当局の事件への対処の仕方からみて、全てのものが誅伐されたものとみて間違いない。権兵衛が「久しく召し仕」っていた家来も誅伐されている。関係するもの全員の誅伐、それはまさに「徒党」の誅伐形態である。すなわち、阿部一族は最終的に文字通り一族郎党、女子供に至るまで権兵衛屋敷に「引籠」ったのであり、それが「徒党」とみなされて「誅伐」されたように思える。弟たちが、兄権兵衛から亡き主君の霊前での行動を事前に打ち明けられていたのかどうかはわからないが、権兵衛捕縛の後、事後策を相談するため権兵衛屋敷に集まったのはたしかであろう。しかし妻子までもがそれぞれの屋敷を出て権兵衛屋敷に移ったのは、そうせざるを得ないような険悪な情勢が切迫していたからではあるまいか。つまり、阿部一族全体が権兵衛屋敷に「引籠」ったのは、藩側によってそのように仕向けられたということもできるのではあるまいか。

では、何故に藩権力は阿部一族を「引籠」らせ、かくも苛酷な処断をしたのであろうか。私は、光尚サイドが、阿部権兵衛の「落髪」あるいは「目安」という行為を予想以上に重大視したからだと思う。先述したごとく、権兵衛の「落髪」とは、泉下の忠利に対する限りない哀悼の表明である。と同時に、とりよによって、現藩主光尚との袂別に通じる行為でもある。さらにいえば、「落髪」し出家のていをとることは、光尚との主従関係の一方的破棄―泉下の

忠利との主従関係への回帰ともなろう。これは現藩主への反逆的行為である。

光尚は権兵衛の所業に激怒したものと思える。また忠利の死去に際して殉死をおしとどめ、一人の殉死者を出さなかつた譜代門閥家臣も権兵衛の行為をにががしく感じたであろう。光尚は、入国するや追腹無用との自分の「御意」に背いて切腹して一九人に対し、讓歩して跡式相続を認めた。跡式相続とは基本的には殉死者の給禄を受け継ぐものだとしても、それは現藩主光尚の意志と判断に基づく恩恵的な措置である。光尚は、いったん父弥市右衛門の跡式が認められながら、「落髮」してそれを捨て、新藩主たる自分との君臣関係に袂別し、泉下の忠利に恩顧の念を表さんとした権兵衛の行為を、自分に対する裏切り、反逆とみたといえる。ここに光尚は、「阿部一族」の事件をとらえて国元の家臣団に対し主君の權威とは何たるかを、主君が与えた給禄とは何たるかを強烈に植えつけたのである。

光尚が、家督相続時に深刻化していた領主財政窮乏をのり切る基本策として、家臣の給禄の切下げを實行するのは、この後、正保二（一六四五年）のことである。この際に、年寄を筆頭に全家中が主家の財政打開に協力しているが、「阿部一族」事件は、家臣の門閥的秩序を強化し、こうした全家中的規模での協体制がづくり上げられるうえで大きな意味を有していたと思える。

おわりに

「阿部一族」事件は忠利―光尚代替わりの際に起きた政治的事件である。細川氏の代替わりは、これまで当主が生存中に隠居し、世子に政治上の全権を委譲する形で行なわれてきた。天正一〇（一五七二）年末の藤孝（幽斎）から忠興へ、元和七（一六二一）年六月の忠興（三斎）から忠利への代替わりはそのである。細川氏の当主隠居の注目すべき点は、当主が自分の側廻りの家臣を率いて隠居していることであり、幽斎・三斎の側廻り衆は隠居附家臣として前当主―隠居と共に田辺（丹後）、中津（豊前）、あるいは八代（肥後）に移動し、替わって世子である忠興・忠利が自分の側廻り衆を率いて当主の座にすわり、これを拡充して自らの政治基盤の安定・強化を図っている。

つまり、代替わりに際して、隠居（前当主）の側廻り家臣団と世子（新当主）の側廻り家臣団との交替が行なわれることで、政權交替が混乱なく行なわれ、新当主は即刻政治を主導できたのである。それゆえ、忠利の代には、全ての藩政上の決済が忠利のもとで行なわれるという「藩主親裁」の政治が実現し、阿部弥市右衛門のごとき出頭の家臣も生まれている。

しかるに、忠利―光尚の代替わりは事情が異なっている。代替わり以前に忠利が急死し、政權の中枢に光尚の側廻り勢力が横すべりしてきたからである。そこに忠利の「藩主親裁」政治のもとで整備・拡充されていた忠利側廻り勢力との軋轢・対立が生じ、忠利代の出頭の家臣阿部弥市右衛門の「追腹」に始ま

る「阿部一族」事件のような悲劇も生じたものと思える。そして藩政における藩主の位置も光尚の代に変わる。忠利代のような「藩主親裁」の傾向はうすれ、藩の政治は家老―奉行の主導する藩官僚層によって運営され、藩主はこれを承認し権威づける「上聞」的位置に置かれるようになる。

「阿部一族」事件は政治の転換期に起きた悲劇であるといえよう。

【参考文献】

藤本千鶴子「歴史上の『阿部一族』事件―殉死事件の真相と鷗外の「阿部一

族」―」(『日本文学』二二巻)

藤本千鶴子「『阿部一族』事件の発端―阿部弥市右衛門の出自・経歴・殉死―」(『日本文学研究資料叢書 森鷗外II』)

藤本千鶴子「阿部一族の反乱を鷗外の『阿部一族』(『武庫川国文』一四・

一五号)